


# 電子申告データを訂正・再作成（再連動）するには － 電子申告システム －

JDLアプリケーションのデータを連動して作成した電子申告データは、連動元データを訂正してから、帳票リスト上部の「再作成」をクリックして再連動します。

「電子申告システム」で手入力した電子申告データは、プレビューエリアで **入力/追加** をクリックして直接訂正します。

- ◆電子申告データを削除して、新たに作成し直す方法もあります。  
（「Client File Manager」等で削除できます）
- ◆申告済みの電子申告データを訂正した場合でも、申告期限内であれば何度でも送信でき、最後に送信したデータが有効となります。
- ◆給与支払報告書を訂正して再送信したい場合  
「電子申告システム」では対応していません。書面で申告してください。
- JDLアプリケーションのデータを再連動する場合..P.1
- 電子申告データを直接訂正する場合.....P.3

## JDLアプリケーションのデータを再連動する場合

### 1 JDLアプリケーションで、連動元データを訂正します。

再連動したい電子申告データが、国税の申告データの場合

連動元データにはプロテクト（入力規制）がかかっています。

JDLアプリケーションでそのデータを開こうとすると、「編集可能として呼び出す」か「読み取り専用で呼び出す」かを選択する画面が表示されますので、**編集可能として呼び出す** を選択してください。

プロテクトが解除されて、連動元データを訂正できるようになります。

⇒詳しくは、[「連動元データのプロテクトを解除するには」参照](#)

### 2 データツリーで目的の電子申告データを選択し、帳票リスト上部の「再作成」をクリックします。

◆再作成しても、「電子申告システム」で取り込んだ帳票は削除されません。

### 3 再作成する帳票を選択して、作成開始 をクリックします。

◆新規作成時に作成しなかった帳票も、ここで選択すれば追加作成できます。

再作成データ指定

再連動または追加する帳票を指定してください。青字は未作成帳票（追加対象）です  
編集済み(▲マーク)の帳票を指定した場合、編集した内容は破棄されます

元号XX年XX月 法人税申告（確定）

- 法人税申告（確定）
  - 基本情報
  - 帳票（参考データ）
    - 法人税別表等
    - 勘定科目内訳書
    - 事業概況書
  - 添付書類
  - 財務諸表
  - 送付書

※以下の手続きも同時に再連動が可能です

- 法人二税申告（確定）
- 法人市民税申告（確定）

会社マスタ情報チェック 作成開始 キャンセル

法人税申告データを再作成するときは

「帳票（参考データ）」と「送付書」は、セットで再作成してください（「帳票（参考データ）」からe-Taxのリリース前別表を判断して、送付書に反映させるため）。  
セットで再作成しないと、送付書は空欄になります。

### 4 [処理結果]を確認して、確認 をクリックします。

正常終了したデータには「○」が表示されます。

「△」や「×」になった場合は、そのデータにカーソルを合わせて、画面下部の [エラー内容] に表示される原因と対処方法を確認してください。

◆ [エラー内容] はデータごとに確認してください。

すべてのデータの処理結果をまとめて確認したいときは  
処理結果画面を閉じてエラー内容がわかるようにするには

画面左下の **出力** をクリックすると、すべてのデータの処理結果がテキストファイルで表示されます。

そのまま開いておく（または保存する）と、画面を閉じてエラー内容を確認できます。

### 5 再作成した帳票を確認します。

再作成する前に編集した内容は破棄されていますので、必要に応じて編集してください。

# 電子申告データを直接訂正する場合

◆JDLアプリケーションのデータを連動して作成した帳票（申告データ）などは、直接訂正できません。P.3「直接訂正できない帳票」をご確認ください。

## 1 署名を削除します。

⇒「[電子署名を削除するには](#)」参照

◆署名していない電子申告データや署名不要の手続きでは、この作業は不要です。

## 2 データツリーで目的の電子申告データを選択し、帳票リストから訂正したい帳票をクリックします。


## 3 プレビューエリアの **入力/追加** をクリックして訂正します。

「申告済ですが編集を行いますか（以下略）」等と表示された場合

**YES** をクリックすると訂正できるようになります。


訂正が終わったら **入力チェック** をクリックして、エラーがないことを確認してから **入力終了** をクリックしてください。

### 直接訂正できない帳票

- 申告データで、JDLアプリケーションのデータを連動して作成した帳票（帳票リストで先頭に  がついた帳票）

◆税務代理書面や送付書は直接訂正できますが、訂正すると確認コードがクリアされます。連動元と一致させるためにも、連動元データを訂正してから、電子申告データを再作成することをお勧めします。

◆申請・届出等データは、連動作成した帳票でも訂正できますが、訂正すると確認コードがクリアされます。

- JDLアプリケーションや電子申告システムで取り込んだ帳票（帳票リストで先頭に  がついた帳票）

上記2点に該当する帳票を訂正したい場合は、連動元データを訂正して、電子申告データを再作成してください（P.1参照）。

電子申告システムで取り込んだ帳票は、電子申告システムで取り込み直してください。